

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和元年12月20日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、令和2年5月1日から同年6月1日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和2年5月1日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 マックスバリュ柳井新庄店  
所在地 柳井市新庄44の5
- 2 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。